

**「JEMIS 定格電流16A以下の工業プロセス計測制御機器に使用される
低電圧電源システムの電圧変動とフリッカの許容値」の作成にあたって**

下記の規格に基づき、定格電流16A以下の工業プロセス計測制御機器に使用される低電圧電源システムの電圧変動とフリッカの許容値のJEMIS化を行った。本書にてJEMIS 040-3として規定する。

準拠した規格
IEC 61000-3-3 (1994)
「定格電流16A以下の装置に使用される低電圧電源システムの電圧変動とフリッカの許容値」

上記の規格に準拠しているため、本JEMISにしたがって試験を実施すれば、CEマーキング貼付の条件であるEMC指令の必要要件が満足されることになる。ただし、疑義が生じた場合は、上記の準拠規格を優先する。

目 次

1. 適用範囲	4
2. 引用規格	5
3. 定義	6
4. 電圧変動とフリッカの評価	8
5. 許容値	13
6. 試験条件	13

一般社団法人 日本電気計測器工業会規格 JEMIS 040-3-2002

**定格電流16A以下の工業プロセス計測制御機器に使用される
低電圧電源システムの電圧変動とフリッカの許容値**

1 適用範囲

本規格は、公共低電圧配電システムで発生する電圧変動とフリッカの許容値に関するものである。

本規格では、規定の条件下で試験される装置によって発生する電圧変動の許容値を規定する。また、評価の方法に関する指針を示す。

本規格は各相あたりの入力電流が16A以下で、相-中性線電圧が50Hzで220~250Vの公共低電圧配電システムに接続される電気/電子装置に適用される。

本規格に基づいて実施する試験は型式試験である。試験回路を図1に示す。

注1：本規格の許容値は主として、電源電圧の変動による、230V/60Wのコイル状フィラメントランプからの光のフリッカの主観的厳しさに基づいている。

電源周波数が60Hzもしくは、相-中性線電圧の公称電圧が220V未満の系統に関しては、その許容値と基準回路値はまだ検討されていない。

広く使用されず、設計上本規格の要求（許容値）に適合できない特殊な装置は、接続前に電力供給当局の同意を必要とする設置上の制約を受けることがある。

注2：上記のような装置の評価の指針は、技術報告書IEC 61000-3-5に示している。